

## 手すり先行工法の採用が困難な場合の事例について

第3回実務者会合において、4名の委員からの資料として説明があったのは、以下の12事例。

なお、各委員から、①建設工事現場は多種多様であり様々なケースが有り得ること、②12事例は分かりやすいケースを一部抽出して例示したものであり、困難な事例は12事例に限らないこと、③困難な事例は各所で部分的に生じることが多く、手すり先行で組み立てることが出来る部分と混在していることがあること、を前提とした説明が行われている。

- 1 足場の組立場所が狭あいであることが原因の場合
- 2 足場の組立場所に梁等の構造物があることが原因の場合
- 3 足場の組立場所に配管等の障害物があることが原因の場合
- 4 足場を傾斜がある場所に組み立てることが原因の場合
- 5 足場を地上から組み立てないことが原因の場合
- 6 足場を機械・設備の上部に組み立てることが原因の場合
- 7 足場の組立場所又は足場の形状が変形であることが原因の場合
- 8 足場の高さ又は横幅が不整合であることが原因の場合
- 9 足場の同一面に妻側が混在していることが原因の場合
- 10 足場が支保工兼用（パワーフレーム）であることが原因の場合
- 11 張出足場・吊り足場等であることが原因の場合
- 12 一側足場であることが原因の場合